

南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例（昭和56年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合 全額免除

(2) 町又は町教育委員会が主催、共催又は後援する事業に使用する場合 全額免除

(3) 町内のスポーツ協会、文化協会若しくはその加盟団体又は特定非営利活動法人（NPO法人）が使用する場合 4分の3減額

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めた事業に使用する場合 2分の1減額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ南伊豆町社会体育施設使用料減免申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査し、減額又は免除の可否を決定したときは、南伊豆町社会体育施設使用料減免決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。